

第 2 5 次東京都消費生活対策審議会

第 2 回総会

平成 3 0 年 1 1 月 6 日（火）

東京都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 7

(午後1時30分 開会)

○消費生活部長 本日は、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本審議会の事務局を担当しております、消費生活部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、本日の定足数の確認をさせていただきます。ただいま御出席をいただいております委員の方が19名、委任状が6通でございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めております委員総数の半数以上の出席という、総会開会に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。なお、本審議会は、原則公開とし、総会の内容は、都のホームページ等に掲載し、公表させていただきますことを御了承をお願いいたします。

それでは、後藤会長、よろしくお願いいたします。

○後藤会長 ただいまから、第25次東京都消費生活対策審議会第2回総会を開会させていただきます。

それでは、前回の総会以降に委嘱されました委員・専門員の御紹介を事務局からお願いいたします。

○消費生活部長 前回5月の第1回総会以降に御就任いただきました委員及び専門員の皆様を御紹介いたします。資料1、委員名簿を御覧ください。

都議会議員の委員1名に交代がありましたので、御紹介させていただきます。米川大二郎委員でいらっしゃいます。

○米川委員 よろしくをお願いいたします。

○消費生活部長 続きまして、大澤専門員の後任として、東京都金融広報委員会事務局長に着任された野崎光専門員でいらっしゃいますが、本日は御欠席との御連絡をいただいております。

東京都消費生活条例第45条第5項の規定に基づきまして、任期は前任者の残任期間となりますので、平成32年5月19日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤会長 それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○企画調整課長 事務局を務めます、企画調整課長の白石でございます。よろしくお願い致します。

机上には、次第、それから資料1としまして委員名簿、裏面に資料2 幹事・書記名簿をお配りしております。なお、本日は、ペーパーレスの取組を推進するため、資料3 諮問検討のための資料、資料4 今後のスケジュールにつきましては、タブレット端末に御用意をしております。

また、机上には、東京都消費生活対策審議会運営要綱、パンフレットになりますが、「18歳成人で10代の若者が悪質商法に狙われる！」、それから、「悪質商法に注意！」のパンフレットを配付してございます。

また、「東京都消費生活基本計画」、「消費生活条例と私たち 平成30年版」の冊子をお配りしてございます。これらの資料につきましては、御参考にお持ち帰りいただければ

ばと思っております。

全ておそろいでしょうか、不足等がございましたら、会議途中でも結構ですのでお申しつけください。

続きまして、タブレット端末内の資料の確認をお願いいたします。前方のスクリーンに、私のタブレット端末の画面を映しておりますので、御参考にしていただければと存じます。皆様、お手元のタブレット端末を御覧いただきまして、資料3 諮問事項検討のための資料、続いて、資料4 今後のスケジュール、参考資料1 としまして、民法の一部を改正する法律から、一番最後になりますが、参考資料7-2 高等学校学習指導要領の改定のポイントまでの資料が入っていることを御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、タブレット端末の使用方法になりますが、例えば、こちらの資料3 諮問事項検討のための資料、こちらをタップをしていただければと思います。そうしますと、資料が開きます。こちらの画面を右から左にスライドをしていただきますと、次のページが御覧いただけます。さらに、右から左にスライドしていただきますと、さらに次のページが御覧いただけます。

こちらの資料を閉じる場合には、左上にファイル一覧という文字がございます。こちらの方を押していただけますでしょうか。そうしますと、元のファイル一覧に戻ります。御不明な点がございましたら、職員が周りにおりますので、お声をかけていただければすぐに対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上になります。

○後藤会長 それでは次に、浜生活文化局長より御挨拶をお願いいたします。

○生活文化局長 東京都生活文化局長の浜でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、お天気も悪い中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、これまでも東京都の消費生活行政の推進に、多大な御支援、御協力をいただいております。改めてお礼を申し上げます。

東京都では、今年3月に策定いたしました、東京都消費生活基本計画に基づきまして、都民の消費生活の安全・安心の確保に向けた取組を進めております。今年度は、早速、悪質事業者の取り締まり体制の見直しを図ったところがございます。従来の悪質商法や架空請求に係る通報に加えまして、虚偽や、誇大な広告表示につきましても、新たに通報を受け付けることとして、より通報しやすい、通報していただきやすいWEBサイトにリニューアルをいたしました。寄せられた情報は、専門の組織で整理・分析を行いまして、悪質事業者の取り締まり強化や、広告表示の一層の適正化につなげてまいります。今後も、計画に基づきまして積極的に事業を進めてまいります。

一方、都内における消費者トラブルの現状でございますが、オーディションをうたって呼び出した消費者に、オーディション後、高額なレッスン受講契約を勧誘するといった若者、若年者を狙った巧妙な手口による被害が起きております。また、国会では、今年6月

に成年年齢を20歳から18歳に引き下げることなどを内容とする、民法の一部を改正する法律が成立いたしました。これによりまして、18歳、19歳には未成年者取消権が適用されなくなり、親権者の同意がなくても、クレジットやローン契約ができるようになります。若年者を中心に、消費者被害が拡大する恐れがございます。このため、東京都といたしましては、消費者教育の一層の充実が必要であると考えております。

本日の総会におきましては、成年年齢の引き下げに伴う若年者の消費者被害を防止するために、東京都が進めていくべき消費者教育につきまして、諮問をさせていただき予定でございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれ御専門の立場から、御意見、御提案をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○後藤会長 それでは、ただいまから、議事に入りたいと思います。

初めに、議事1の「成年年齢引き下げを踏まえて若年者の消費者被害を防止するために、都が進めるべき消費者教育について」です。

こちらは、当審議会に対しまして、知事から諮問がございます。浜局長から諮問をお受けします。

○生活文化局長 「東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。平成30年11月6日。東京都知事、小池百合子。成年年齢引き下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について」

どうぞよろしくお願いいたします。

(生活文化局長から後藤会長へ「諮問」手交)

○後藤会長 続きまして、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○消費生活部長 それでは、ただいまお配りいたしました諮問文の裏面を御覧ください。諮問の趣旨を記載してございますので、私の方から読み上げさせていただきます。

諮問の趣旨、都では、「東京都消費生活基本計画」に基づき、都民の消費生活の安全・安心の確保に向けた取組を進めている。しかし、悪質商法を初めとする消費者被害は、未だ後を絶たない。

都内の消費生活センターに寄せられる若年者からの相談件数は、平成29年度には、約1万4,000件寄せられているが、20歳未満と20歳代からの相談件数には大きな差が生じている。これは、民法の未成年者取消権が抑止力として機能していることが、一つの要因として考えられる。

今般の民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられると、新たに成人となる18歳及び19歳には、未成年者取消権が適用されなくなる。そのため、今後、当該年齢を中心に若年者の消費者被害が増える恐れがある。

国においては、関連法の整備を進めるほか、若年者の消費者被害を防止するための実践的な消費者教育の実施を喫緊の課題として捉え、関係省庁の連携による取組が進められている。

こうした動きを踏まえ、今後、若年者を消費者被害から防止するために都が進めるべき消費者教育について諮問するものである。

以上でございます。

○後藤会長 それでは、ここで浜局長は、他の公務のため退席をされます。

(浜局長 退席)

○後藤会長 ただいまから審議に入ります。

諮問の趣旨は先ほどのおりですが、諮問に当たり、諮問事項について事務局より概要の説明をしていただきます。

○企画調整課長 それでは、諮問事項について概要を御説明いたします。

お手元のタブレットにございます、資料3 諮問検討のための資料をお開きください。

まず初めに、若者の消費者被害等の現状でございます。

平成29年度に、都内消費生活センターに寄せられた29歳以下の若者の消費生活相談は1万3,634件であり、過去5年で見てみますと、平成26年度をピークに緩やかな減少傾向にございます。

また、20歳未満からの相談件数と、20歳代からの相談件数には、大きな差がございます。これは事業者と、未成年者との契約におきまして、民法の未成年者取消権が抑止力として機能していることが一つの要因であると考えられます。こちらにつきましては、もう少し詳細な資料がございますので、本日、お手元にお配りしました「18歳成人で、10代の若者が悪質商法に狙われている！」、こちらのパンフレットを御覧ください。

こちらのパンフレットには、都内消費生活センターに寄せられたマルチ・マルチまがい商法に関する相談を、18歳、19歳、それから20歳、21歳、それから22歳、23歳に分けたグラフを記載してございます。こちらを御覧いただきますと、成人になりたての20歳、21歳からの相談が急増しております。民法の改正に伴いまして成年年齢が18歳に引き下げられますと、18歳、19歳には未成年者取消権が適用されなくなるため、18歳、19歳の消費者相談や、被害が増える恐れがございます。

恐れ入りますが、タブレットにお戻りください。タブレットの画面を右から左にスライドしていただければと思います。次のページに移ります。

2ページを御覧ください。(2)若者の消費生活相談における傾向でございます。若者消費生活相談に多い商品・役務としましては、20歳未満ですと、アダルト情報サイトやオンラインゲーム、20代になりますと、エステティックサービス、賃貸アパートについて多くの相談が寄せられております。

相談内容としましては、20歳未満ですと、未成年者契約、インターネット通販や解約一般、20代になりますと、解約一般やインターネット通販、返金などになります。

若者の相談に多い商法としましては、マルチ・マルチまがい商法、架空不当請求、アポイントメントセールスなどがございます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしております、もう一つのパンフレットですね、「悪

質商法に注意！」という見開きのパンフレットがございます。こちらを御覧ください。

こちらは、関東甲信越ブロック合同で実施しました、悪質商法被害防止キャンペーンで、若者を中心に配付したパンフレットになります。開いていただきますと、左側のページの上段にマルチ商法・マルチまがい商法、下段にアポイントメントセールス、右側に移りまして、ページの上段には架空請求、不当請求、下段には、SNS等をきっかけとしたトラブルなど、若者に多い商法について、その手口や、被害に遭わないための注意情報を記載してございます。

恐れ入りますが、タブレットにお戻りください。続きまして、契約購入金額です。こちらにつきましても、記載にありますとおり、20歳以降で増加する傾向が見られております。

続きまして、(3)若者の消費生活相談の特徴になります。こちらでは、3点挙げさせていただきます。まず、法的知識や社会経験が乏しいところにつけ込まれたり、また、SNSがトラブルのきっかけになっているケースのほか、収入の少なさや、将来の経済的不安から、「儲かる」という言葉で簡単に契約に引き込まれてしまったりするなどの特徴がございます。

恐れ入りますが、タブレットを右から左にスライドしていただけますでしょうか。3ページに移ります。

続きまして、消費者教育の現状でございます。まず、消費者教育を受けた経験の有無でございますが、都のアンケート調査によりますと、啓発を含む消費者教育を受けた経験について、83%が「ない」と回答しております。年代別に見てみますと、消費者教育を受けた経験がある割合は、20代の18.8%が最も高くなっております。

続きまして、消費者教育を受けた機会でございます。消費者教育を受けた経験がある人のうち、消費者教育を受けた機会につきましては、20代、30代では、小中学校、高等学校の授業や、課外授業、特別授業、見学、大学・専門学校等の講義など、学校で受けた経験が多い結果となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。消費者教育を行う場として重要だと思えるものにつきましては、全年代におきまして、小中学校、高等学校と家庭の割合が高い結果となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。学校における消費者教育の現状でございます。現行の学習指導要領におきまして、消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるようになるため、消費者教育の充実が図られております。学習指導要領における消費者教育に関する主な内容につきましては、中段の枠囲みに教科ごとに記載をしております。

また、都が策定しました東京都教育ビジョンにおきまして、主要施策の一つに、「社会的・職業的自立を図る教育の推進」を掲げておりまして、消費者教育につきましても推進を図ってきているところでございます。

平成32年、2020年度以降、新たに実施される学習指導要領におきましては、消費

者教育のさらなる充実が図られており、成年年齢の引き下げ等を見据えた学校における消費者教育が重要となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。都における若者向け消費者教育等の取組でございます。当局における主な取組につきまして、三つ挙げさせていただいております。①としまして、消費者教育。②としまして、若者向け消費者被害防止啓発。③としまして、情報発信・啓発に分けて掲載してございます。なお、取組内容につきましては、次の7ページを御覧いただければと思います。

まず、消費者教育についてでございます。教員向けの消費者教育講座、こちらにつきましては、教育現場で消費者教育を実践する教員向けの講座を、7月から8月の夏休み期間中に開催をしております。また、教員向け消費者教育情報提供誌としまして、「わたしは消費者」を年4回発行してございまして、消費生活に関するトピックスや出前講座、出前寄席の活用事例、消費者教育教材等の紹介を掲載しているところでございます。

続きまして、消費者教育教材の作成・配布でございます。学校の授業で使用することを想定したWEB版の消費者教育読本や4コマ漫画で、さまざまな悪質商法の手口を紹介いたします消費者教育読本のほか、消費教育DVDなども作成しております。

学校向けの出前講座では、若者に多いマルチ商法などの悪質商法や、SNSをきっかけとしたトラブルなどについて、被害に遭わないためのポイントや、被害に遭った際の対処方法などを講義しているところでございます。

次のページを御覧ください。続きまして、②若者向け消費者被害防止啓発でございます。若者被害防止キャンペーンにつきましては、毎年1月から3月にかけて、若者の消費者被害の広域化に対応するため、関東甲信越ブロックと共同で、悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しております。学生や社会人などに向け、若者が被害に遭いやすい悪質商法の手口を紹介し、被害防止を呼びかける事業となります。

具体的には、悪質商法被害防止啓発動画を策定いたしまして、東京くらしWEBや、東京動画、SNS広告、電車内ビジョン、就職情報サイト広告などで広く配信をしているところでございます。また、ポスター、リーフレットにつきましては、学校のほかに若者が集まる場所での掲示や配布、中吊りの交通広告なども行っております。イベントとしましては、着ぐるみを活用した普及啓発イベントの実施や、若者向けの特別相談、都内高等学校への啓発ノートの配布などを行っております。

このほかにも、悪質商法をテーマに、若手芸人による公開収録イベントを実施しまして、その動画をインターネット上で放映するといった取組も行っております。

続きまして、③情報発信・啓発につきましては、大学や専門学校等に、若者向けの注意喚起情報を含む消費生活情報をメールマガジンで配信しているところでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。区市町村への支援でございます。ただいま御説明しました消費者教育の取組に加えまして、学校現場との連携による子供への消費者教育を初め、地域のネットワークを生かした取組を行っております。具体的には、東京都消費

者啓発員、コンシューマー・エイドを学校等に把握し、学校向け出前講座を実施しております。なお、この出前講座の実績につきましては、表に記載のとおりでございます。

また、都が作成いたしました消費者教育教材等を提供するとともに、事業者団体や、民間ADR機関等が作成しました教材、出前事業等に関する情報提供なども、あわせて実施をしております。

また、右側にごございますとおり、消費者教育推進地域協議会など、地域の関係機関による推進体制作りが進むよう、区市町村に対しまして協議会の設置方法の提案や、連携先の候補となる機関や、消費者教育のモデル事業の成果である他の区市町村の連携事例の紹介なども実施しております。

続きまして、10ページを御覧ください。都立学校等における取組でございます。学習指導要領に基づきまして、それぞれの学校において消費者教育を実施しているところでございます。こちらの資料には、小学校、中学校、それから高等学校での授業例につきまして、各教科ごとの単元名、それから、単元構成、授業における狙いについて記載をしております。

続きまして、11ページを御覧ください。国やその他の動きを記載してございます。まず初めに、民法の一部を改正する法律が、平成34年、2022年4月に施行されることとなっております。施行後は、未成年者取消権につきまして18歳未満が対象となることとなります。

続きまして、消費者契約法の改正でございます。こちらは、平成31年、2019年6月に施行予定となっております。恋愛感情を利用するデート商法や、不安を煽って結んだ契約は取り消せるなどの規定が追加されております。

また、国におきましては、(3)としまして、消費者委員会におきまして、成年年齢引き下げの対応検討ワーキンググループを立ち上げ、昨年1月に報告書が公表されております。報告書では、消費者被害防止・救済のために、消費者教育の充実や、制度整備等の検討について記載がされております。

続きまして、(4)若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムが、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の4省庁による関係局長連絡会議で決定をされております。このアクションプログラムには、消費者庁の作成教材でございます「社会への扉」の活用や、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援などについて記載がされております。

(5)消費者教育の推進に関する基本的な方針につきましては、本年3月に変更されております。こちらの方針におきましては、当面の重点事項としまして、若年者の消費者教育、消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進などが提示されております。

ただいま御説明しました、消費者教育の推進に関する基本的な方針、それから、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムにつきましては、消費者庁、文部科学省連名によりまして、都道府県、教育委員会を初めとしました関係機関に対しまして、

取組推進の協力依頼の通知が出されておるところでございます。

このほかにも、(7)としまして、学習指導要領の改正が予定されております。高等学校におきまして、公民科における「公共」の新設などが予定されているところがございます。なお、こちらのページに記載されております資料につきましては、タブレット端末のファイル一覧に参考資料として掲載をしております。

続きまして、最後になりますが、12ページを御覧ください。諮問における検討事項についてでございます。現時点で、主に3点を挙げさせていただいております。

一つ目は、学校教育における消費者教育の推進でございます。高校生等の若年者が消費者被害に遭わないために、教育庁と連携しながら、消費者教育を推進する取組を挙げさせていただいております。考えられる取組例としましては、効果的な事業実施のための当局作成の消費者教育教材の一層の活用や、教員の消費者教育の指導力向上のための研修に関する取組へのサポート。それから、学校教育を担う現場と、消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの設置の検討などを挙げております。

二つ目は、注意喚起・情報発信でございます。若年者が利用するツール等を活用した注意喚起や、消費者教育に関する情報発信でございます。考えられる取組例としましては、ホームページやSNS等を活用した情報発信、それから、大学や専門学校等と連携した学生への情報発信などを挙げております。

三つ目につきましては、区市町村支援でございます。区市町村における取組への都が持つ情報やノウハウの提供でございます。考えられる取組例としましては、区市町村への消費者教育事業への支援や、区市町村の実情に合った計画の策定、それから、消費者教育の協議会の設置などの取組支援などを挙げております。

私からの説明は、以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。今回の諮問事項に関する具体的な検討や、審議の進め方については、後ほどお諮りしたいと思いますけれども、本日は、審議会に諮問をいただいたということですので、ただいまの御説明を踏まえて、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。御質問、御意見をお出してください。

とや委員、よろしく申し上げます。

○とや委員 御説明ありがとうございます。

少し伺っておきたいことがあります。一つは、いただいた、今日御説明していただいた資料なんですけれども、成人年齢を18歳に引き下げると、民法の改定が行われて、成年の年齢が引き下がったこと自体、自己決定権を拡大するという積極的な意義を持つ、そういった側面もある一方で、非常に、色々な問題が存在していると思っております。

資料の中で少し気になったところが、消費者教育を受けた経験が20代が一番多いというふうになっているわけなんですけれども、それでも18.8%であります。一方で、約7割に上る人たちが、受けていないというふうになっているわけなんですけれども、東京都として、この部分について、どのようにカバーをしていくのか。あるいは、しているのか、今の取

組について教えていただけますか。

○後藤会長 いかがでしょうか。

○消費生活センター活動推進課長 よろしいですか。

○後藤会長 お願いいたします。

○消費生活センター活動推進課長 ありがとうございます。センター活動推進課長でございます。

私ども、一つに、数字の問題として、今、消費者教育を受けた方の割合が少ないという見方もいただいているところですが、これは、消費者教育自体が学習指導要領に入ってきたこと自体が平成に入ってからのお話ということもあり、また、その消費者教育という言葉自体が、学習指導要領の中には使われていないこともあって、なかなか、実際は、受けていっちゃっても受けていない、受けた経験がないと仰っている方も、中には含まれてしまっています。ただ、現実には、意識調査の中では、そういうお答えをいただいているのは、私どもは厳粛に受けとめていて、それについて、今回のこの諮問の検討の中では、いかに学校教育の中での取組を、連携を強めていくかというお話になるんですけれども、学校を既に卒業されている方々について、特に、この今のアンケートの中でも、高齢者の方々は、私どもの色々な事業を御活用いただいて、消費者教育を受けたというふうに御回答をいただいている方もいらっしゃいます。そういった方々と同様に、それは幅広く年齢、世代を広げて、東京都だけではなく、区市町村の方でも、こういった消費者教育事業というのは進めておりますので、その連携を強めて、いかに皆様方に必要とさせていただけるような情報を届けていくかということが、課題だというふうに思っております。

これまで、そういう意味では、私ども東京都、それから区市町村も含めて、消費者教育、学校を卒業された方々への、例えば消費生活講座の実施も含めて取り組んできているところではございます。

○後藤会長 お願いいたします。

○とや委員 どうもありがとうございます。学校での消費者教育は大変重要だと思っております。ただ、学校の授業時間数とか、先生たちの多忙化が、今、非常に問題になっているところで、負担は考慮しつつ、教員向けの資料、あるいは生徒向けのパンフレットなどの充実をお願いしたいと思っております。また、消費者教育だけでなく、インターネット、情報リテラシーも大切だと思っております。

もう一つお聞きしておきたいんですけれども、先程、期限を切った若者被害防止キャンペーンが8ページにありました。1月から3月というふうになっているわけですが、私やっぱり、SNSとか、YouTubeに啓発広告を出すことは、大変効果的だと思っております。ホームページも、被害に遭った人がどうしたらよいかを検索する場合には有効だと思っております。やっぱり広く知ってもらうためには、SNSやYouTubeの広告だと思うわけですが、ここでは一つのキャンペーンとして、期限を切っておやりになっているのでしょうか。それとも、年間を通じて、こういった広告などを

若者向けにやっているのか、ちょっと確認させてください。

○後藤会長 はい。お願いします。

○消費生活総合センター活動推進課長 センター活動推進課長でございます。

ありがとうございます。御指摘の1月から3月を、1都9県6政令市の関東甲信越の共同キャンペーンという形でやらせていただいておりますが、私ども、取組の意思としては、通年、色々な形、例えば4月以降も大学に入学された方々がいらっしゃる、それをオリエンテーションの場などで、こういったリーフレット等を活用して、特に出前講座などの御利用をお願いして、学生さんに幅広く知っていただく機会を設けたりしておりますし、その意味では、通年、やらせていただいているというふうに思っています、都単独でですね。

そのほかにも、SNSを活用した情報発信については、特に今年度、若者向けにSNSを活用した情報発信ということで、若者に多い被害をスマートフォンを利用している若者が見やすいような形で、割と短く、小まめに切って、三話構成みたいな形で、なるべく若い方々に情報が届くように、情報発信をしております。その中では、特に都の持っているSNSを活用する形で、とにかく御覧いただくように努めているところでございます。

○後藤会長 はい。とや委員、よろしくお願いします。

○とや委員 どうもありがとうございます。

私も、この間ですね、若い方々からは、非常に多く相談を受けてきました。一度、悪質商法などにひっかかってしまうと、そこから抜け出していくというのが、とても大変だということで、若い子は、やっぱり精神的にも不安定な部分もありますので、やはり、被害に遭わない、そうした防止する取組をしていただきたいと思います。教育とか啓発と同時に、やっぱり、どうしても情報の量、それから交渉能力からすると、業者の方が、よほど強いわけですね。やっぱり格差があります。規制の強化、悪徳業者の取り締まりの強化、若い人たちに、やっぱり温かい社会ですね。コンプレックスとか、自信のなさとか、寂しさにつけ込む商法が多いと思うので、ぜひ、そういう社会を作ってみていただきたいと思います。

それと、ちょっと、今日は教育の分野に限っての諮問ということですがけれども、意見として申し上げたいと思います。

インターネットの契約書とか、同意事項って、細かくて非常に表現がわかりづらいというふうに、私は思っています。よく読んで契約しましょうだけでは不十分だと思っております。ですから、消費者の不利益になる可能性のある部分は、わかりやすく表示するように規制してほしいと思っています。そもそも、消費者に不利な契約は結べないような規制も必要だと考えております。この立場で、今後、ぜひ、生活文化局として取組をしていただきたいと思います。と申し上げて、終わります。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ほかに、よろしいでしょうか、御意見。

はい。福島委員、よろしくお願いします。

○福島委員 ちょっと、今日、配付していただいた資料の中に、主体的に判断し責任を持って行動できる、とありますが、これは、具体的にどういうことをお指しになっておりますでしょうか。

○後藤会長 その主体的に判断し行動できるという文言ですけれども、先ほどの都の側からの御説明のどこかにあったという、資料にはないですか。

○福島委員 そうですね。今日の配布資料のなかには、はっきりした記載はなかったんですが。

○後藤会長 どこにあるんでしょうか。

○末吉委員 5ページの、すみません、間から。5ページの上を書いてあり……。

○福島委員 書いてある場所のことだったんですね、ごめんなさい、そうです。

5ページの上にある、「消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるようになる」ということですが、この「主体的に判断し責任を持って行動する」ということは、具体的にどういうことを指していらっしゃるのでしょうか。

○企画調整課長 御質問ありがとうございます。企画調整課長の白石でございます。

主体的に判断し責任を持って行動ができるというのは、計画にも記載してございますけれども、消費者自身が、消費者トラブルに関する、そういった防止のための知識を身につけ、まずトラブルに遭わないということのほか、近年におきましては、持続可能な社会の形成に貢献していく、そういったものの責任を持って行動していく消費者行動の変革というものが、必要ではないかと考えているところでございます。具体的には、お手元に配りました消費生活基本計画の40ページに記載をされているところでございます。

○消費生活部長 お手元に冊子を配らせていただいております、その40ページの方に、考え方が記載してございます。

○福島委員 ありがとうございます。

今、御回答の中に、「持続的な社会に貢献する」とありましたが、こういった教育を、小・中・高校生向けにやることは、非常に大事だと思います。私から見ると、今の教育内容は、何というのかな、起きてしまった問題や、起きそうな問題に対する対処にフォーカスした内容になっていて、これはこれで有効なのかもしれないのですが、エシカル消費、倫理的消費というところとも関わると思うのですが、そもそも消費というものがどういうものかということ、もう少し、広範囲に教育するということも考えられると思うんですね。

私が、以前より興味を持っている話なのですが、平成20年度、ちょっと古いのですが、国民生活白書というのがありまして、平成20年を最後に、もう発行されなくなってしまったんですけれども、これの最後のテーマが、「消費者市民社会への展望、ゆとりと成熟した社会構築に向けて」です。この中の後半のコラムに、日本とノルウェーの消費者の違いというのが載っているんですね。その中で非常に興味深い部分として、ノルウェーの消

費者と日本の消費者の消費者力の違いがあります。消費者力というのは、購入するときには考慮できる力のことですが、ノルウェーの場合、金利とか、生命保険とか、電気料金など経済・金融に関する消費者力が23%、次に、環境に優しいかとか、自然食品であるかとか、フェアトレード商品であるかといった、環境倫理的消費力が24%、最後に、価格に関して17%考慮したうえで、消費行動を起こすというふうになっています。これに対して、日本は、価格を情報として46%ぐらい重視していて、残りの金融とか、環境・社会倫理的消費というものに関する配慮が少ないというふうになっているんですね。

今後、エシカル消費の教育に、これから東京都も取り組む、と聞いているんですけども、消費者被害に遭うということは、物を買う、消費するということに対して表層的な理解にとどまっているのではないかと。そもそも、例えば、非常に安くサービスが受けられるということの背後に何があるのかとか、そういうことに思いが至らないというところにも、問題があると思っています。そういう意味では、もう少し本質的な消費者のための教育、消費を行うときに考慮しなくてはいけないもの、価格以外に商品やサービスの後ろに何があるかということをしちんと子供たちが理解することによって、「この話はおかしい」ということに気がつけるんじゃないかというふうに思っています。それに比べて、こちらで提示していただいている教育というのは、非常に即効性はあるのかもしれないけれども、対処療法的になっているような気がします。これは私の感想に過ぎないのですが、つまり、消費者教育において、より本質的なものに取り組む計画とか、お考えはありますでしょうか。

○後藤会長 そうですね。消費者教育という場合に、何を教育するかということは非常に大事な問題だと思ひまして、今、非常に重要な問題提起をいただいたというふうに思ひます。

そういう意味で、都の消費者教育を進めると、成年年齢引き下げに伴って進めるという場合に、教育というものの対象をどの程度広いものに考えているのか、余り限定的に捉えられるとすると、問題かなというふうに思ひますので、その辺もし、コメントが、委員の方も含めてありましたら、お願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、都の担当の方で、いかがでしょうか。

○企画調整課長 企画調整課長の白石です。

今回、諮問事項で提案させていただいたのは、全体としては、消費者被害防止に向けたということで、少し狭い範囲で御提案をさせていただいておりますが、今の委員のお話もございましたので、少し広めに捉えて、御意見をいただいただければと思ひております。

○後藤会長 本日の場としては、広くいろんなことを出していただいて、その中で諮問の内容を実行するために必要なことというのを探りたいというふうに思ひますので、先ほど、教育以外のところで規制の問題というようなことも、とや委員からも出ておりますが、規制の問題も、教育の問題と関連するということですので、この場では自由に出していただいて、そして考える素材としたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。い

かがでしょうか。ご意見。はい。

よろしく申し上げます。

○上村委員 表層的な消費者教育の捉え方ではなくて本質的な捉え方をして、持続可能な社会に向かっていこうと、そういう教育を若い人にしたいという福島委員の御意見、ごもつともだと思えます。若い方たちも、持続可能な社会に自分たちがどのようにすれば貢献できるのかということに関しては、非常に、参加をしたいという意欲を持っています。で、どういう力をつければ、参加ができるのかというところで、今、福島委員が言われたような金融の仕組みをきちんとわかるということは、とても大切ではないかなと思うんですね。どういう金融の仕組みが、今、社会を動かしているのかという金融リテラシーをきちんとつけていくということが、つながるところがあるのではないかと思います。

今、フィンテックといわれまして、金融と技術は非常に大きく変わって、若い人たちは、デジタルな、デジタルイゼーションの中で、色々な情報を得る機会が出てきております。ですので、デジタルな情報をきちんと、どうして今の社会がこういう形の金融で動いているのかとか、そういうことをきちんと若い人たちに伝えることができれば、表層的ではない消費者教育、金融リテラシーをつけられるのではないかなというのを、今の御意見を聞きながら感じたところなので、つけ加えさせていただきました。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。原田委員、よろしく申し上げます。

○原田委員 皆様、御発表ありがとうございます。御意見も、ごもつともだと思まして、若い世代にマルチの被害が、二十歳になると狙われるみたいな資料がございまして、多分、定年退職した高齢者が、退職金を狙って金融のトラブルが起こるみたいなのと、多分同じような、こう、狙われる世代みたいなふうになっているのかなという感じがしましたけれども。

やはり、消費者教育の中にも入っているように、お金の管理とか、使い方とか、そういうことは入っているんですけれども、やはり、マルチみたいなのは、要は、きっかけとしては、儲かるよみたいな話がきて、それで若者が経済的に非常に不安定な、今、方々が多いものですから、つい、儲かるよ話に乗りやすいと。新しい、フィンテックもそうですけれども、仮想通貨とか、そういう新しい技術が出てくると、それをこう、上手い具合に使って、詐欺的なものが出てくるというのが世の常だと思うんですよね。

そうすると、やはり金融の教育というのは待ったなしで、やはり、お金の管理もそうなんですけど、管理の中には、当然、資産運用とか、要は増やし方の話というところが、余りこういう教育にはなくて、何でそんなのが必要かというのと、やっぱり、何で儲かるのかということが何もわからないと、単に儲かるよ、俺に任せとけみたいな感じでお金を出しちゃうと。で、何で儲かるんだという、お金はどうして増えるんだというような、そこにどんなリスクがあるんだということの、リスクの話もしておかないと、やはり、儲かるよ

だけのところで突っ込んでしまうのは、やはり何も知識がないから乗っちゃう話で、逆に言ったら、プロの投資家がそんなの乗るわけではないので、やはり、いかにその基本的な金融の知識が足りていないかというところが、そういうところで浮き彫りになっているのかなというところでは、やはりマルチの被害が若者になると多いというのが出ているというのは、やはり金融管理とかに関する知識とか、教育が足りていないというような部分があるのかなというのが、ひとつ感じたところです。

もう一つなんですけれども、若者世代にSNSで発信するというのもそのとおりで、多分、公式アカウントとかいっぱいあると思うんですけれども、ただ、キャンペーンとかをされたりとか、SNSで、都度、発信するというのは、もうそれはそれで続けていただきたいんですけれども、せっかくSNSを使っているのに、情報配信するばかりで、何か一方通行的なところも、ちょっと何となく不思議な感じがして、例えば、若者何たらキャンペーンしますよといったら、じゃあ、こういうハッシュタグをつけてくださいねとかいって、それをつけた人に、もうこっちから突っ込んでいくみたいな、都民じゃない可能性もあるんですけど、ただ少なくとも消費者センターに相談したら、こういうケースがありますよみたいなことを、もう既に、何というか、若者が電話をかけて消費者センターに出向いて相談するというのも、結構ハードルが、何というか、高いかなと思ったら、逆に、せっかくSNSがあるわけですから、若者が気軽に自分で配信してハッシュタグつけたら見に来てくれるみたいな、何かそういう双方向的なものも、そろそろあっていいのかなみたいな感じも、ちょっといたした次第なので、そういうことも難しいかもしれないんですけれども、感じたと。

以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

一部、御質問の部分もあったかと思いますが、いかがでしょうか。都の担当の方で、何か今の御発言に対して、ございましたらお願いいたします。大半は御意見ということでよろしいかと思いますが。双方向性というようなことについては、何か都の取組とか、そういうような、あるいは今後の予定とか、そういうようなことはいかがでしょうか。

○消費生活センター活動推進課長 活動推進課長でございます。

これまでは、確かに、原田委員、御指摘のように、一方通行的な意味合いが強かったとは思いますが。ただ仕掛けとしては、「いいね」も含めて、一応、お話しを寄せていただける窓口は作っているんですけれども、原田委員のように、少し踏み込んで、何かこう盛り上げながら、それが相談につながるような仕組みというのは、極めてありがたい御指摘だと思っていますので、今後のお話の中では、ぜひ、そういうことを留意して、進めていきたいというふうに思っております。

○後藤会長 よろしいですか。

○原田委員 ありがとうございました。

○後藤会長 それでは、他にございますでしょうか。

はい。よろしく願いいたします。

○米川委員 今の原田委員からのお話もありましたけど、私、ちょうど高校生の娘がいるんですが、ほとんどT w i t t e rを今、見ているんですね。ほかのS N Sをやらない、T w i t t e rの動画を見続けたりとかしているものですから、18歳未満の子には、そういった取組というのは有効なのかなと思っています。

あと、もう一点。この間、たまたま都庁に来るときに、いつもラジオを聞いているんですけど、そのときの懸賞金の応募の条件として、ハッシュタグをつけて拡散してくれたら、その人に賞品が当たりますよというふうな形もやっていましたので、色んな取組もできると思っていますので、先程の意見をうまく取り上げていただけると、子供たちに広がっていくのかなと思っています。意見です。

○後藤会長 ありがとうございます。はい。御意見として承りました。

○消費生活センター活動推進課長 お話の中で、幾つかの制約があるので、すみません、そこはちょっと、慎重に検討はさせていただきたいと思います。多分、行政として、何でもできるという形には、賞品の話も含めて、なかなか難しいことがあるかもしれません。ちょっとそこは、慎重に、検討させていただきたいと思います。

○後藤会長 はい。ありがとうございます。

石戸谷委員、よろしく願いします。

○石戸谷委員 教育からちょっと離れてもよいということだと、規制というか、運用のあり方の方面で、マルチとマルチまがいの商法が若者に多いということであるんですけども、これは、マルチの被害というのは、もう、なかなかなくなるという、その規制のあり方自体が、ちょっと問題あるんじゃないかというのがありまして、その問題が、若者のところに特徴的にこう、多く出てくるというのが、この若者においてというところで、現れているんだろうと思っています。

その規制の見直しになると、話は大きくなるんですけども、運用でカバーできる面という、例えば、適合性のところが、ちょっと運用の幅が狭過ぎる。他の消費者契約における適合性というのは、事業者との関係の消費者としての適合性という範囲なんですけれども、マルチの場合は、事業者としての性格を帯びる契約であるというところに特徴があるので、運用を見ていると、銀行に連れて行って、サラ金とか、銀行から借り入れをさせられたみたいなものを適合性でやっているんですけど、非常に狭い、それ自体は適合性原則違反であるのは明らかなんですけれども、もうちょっと、このマルチにおける適合性というのを、若年者との関係でよく検討して、もうちょっと、実効性が上がるような運用で、これは法改正も何も要らない。運用と解釈の問題で十分対応できる問題だと思いますので、教育の面は、無論大事ですけども、ちょっと、被害防止ということだけだとあれなので、もうちょっと、積極的な方面の方もあわせて御検討いただければと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。これは運用についての都への希望ということで、御意見として承りました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

はい。よろしく願いいたします。

○阿部委員 よろしく願いいたします。

3の都における若者向け消費者教育等の取組のところでお伺いしたいのですが、先ほど教員向けの消費者教育講座を7月、8月に向けて行っているということで、現状、今までも結構ですが、年間どのくらいの高校の先生たちが参加して、どのような授業をなさっているかということと、それから、その下の出前講座、啓発員が出向いているというところで、これも非常に多数の学校に出向かっているということ、大学のオリエンテーションなんかにも、出向いて啓発講座をしているということは存じておりますが、国では、全校に消費者教育をすることとすると、都内の高校は大変数が多いのではないかと思いますので、どの程度、今できているのかということ踏まえて、今後、どういうふうにやっていくかということになるかと思えます。その辺を教えてくださいよろしいでしょうか。

○後藤会長 はい。よろしく願いいたします。

○消費生活センター活動推進課長 活動推進課長でございます。ありがとうございます。

今の一つ目の教員のための消費者教育講座の件についてでございますけども、例えば、29年度で申し上げますと、教員講座は、飯田橋と立川にそれぞれセンターが二つございますけども、その2カ所で合わせて32回、延べ1,050名の教員の方々に御参加をいただいております。すみません。今、手元に学校種別ごとがないので大変恐縮ですけども、トータルでこの人数になっています。どちらかといいますと、やっぱり高校の先生が多いというふうに思いますが、そんな状況でございます。

どういうことをやっているかといいますと、私ども、直接に学校教育で生徒さんに教えることができないので、先生方の支援という形でメニューを考えております。これも毎年度、先生方にアンケートをさせていただいて、評価がよろしければ、それをまた引き続き、続けますし、御要望を踏まえて、翌年度アレンジしていくということをやっているんですけども、多面的に、例えば主体的、対話的で深い学びの消費者教育の実践ということで、モデル事業を実際にやっていただいたりとか、例えば、今年度ですと、まさに民法の成年年齢引き下げで、実際、学校現場はどうなるんだということを、先生方にまずは考えていただけるようなワークショップをやったりとかもしながら、家庭科、そのほかにも公民科の消費者教育が非常に関わっているものについての最新の情報をお知らせするような形で、全体メニューを組んでいる。これが、大体16回、飯田橋、立川でそれぞれ32回という形でやらせていただいている状況でございます。基本的に、今後とも、こういった先生方のニーズを踏まえて、この教員講座を実施していきたいというふうに思っております。

それと、出前講座の件ですけども、出前講座につきましては、ここも今、すみません、学校種別ごとは手元になくて恐縮なんですけども、29年度で申し上げますと、学校向けが145回、約1万8,000名の方に受講していただいております。特に高等学校さんも、そ

れから、特に大学さんも、主には、どちらかといいますと、消費者被害防止啓発になるようなお話のオーダーが多く寄せられております。

以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。阿部委員、よろしいでしょうか。

○阿部委員 はい。ありがとうございます。

やはり、都内高校、学校が多いので、どのような形で今後回っていけるかというところがあるかと思えます。それで、学校の先生が、消費者教育の講義ができていけばいいにこしたことはないのですが、やはり、外部の委員、消費者団体とか、弁護士であったりとか、各関係団体との連携をして、それをまとめる形で進めていくということがよろしいのかなというふうには考えている次第です。

今はまさに、国における消費者教育コーディネーターという制度、配置するというところで、東京都においては、やっているということだとは思いますが、ですが、出前講座の場合は、やはりオファー、依頼があつてという出向く形になっているので、それを今度は、まだやっていない学校とか出てこられていない学校の先生などに、アクションをかけていく、消費者教育コーディネーターという役割の人間を置いて、今の状況の出前講座と、外部の消費者団体等を連携していく形をとるといいと思います。この成年年齢引き下げという時期ですので、今まで確かに、学校の授業に入っていくのは大きな壁があつて、なかなか入っていけないという状況があつたかと思うのですが、今後連携して消費者教育が出来ると思います。全体数をお伺いして、今後の検討への参考と思つて、意見と御質問とさせていただきます。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

坂倉委員、よろしく願います。

○坂倉委員 私、今日初めて参加させていただきます、消費者関連専門家会議という事業者団体の坂倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

意見を2点、申し上げたいと思うのですが、1点目は、教育人材の育成ということであり、御説明をお聞きすると、現在、教職にある方々へのサポートや支援は、いろいろ考えていただいているようですが、今後、教職に就かれる方、例えば、現在大学などで教職課程、教員養成課程にある方、こういった方に対して消費者教育をしっかり充実させていく、公民や家庭科などの免許取得の課程で、しっかり消費者教育を徹底していく、こういったことも次の世代の消費者教育に必要なかと思いました。

もう一点は、教材のことですが、御説明いただいた11ページの(4)のところですが、消費者庁作成教材「社会への扉」の活用というのがございます。この「社会への扉」という教材は、私は非常によくできている教材であると思つているんですね。確かこれは、2020年までに全国の都道府県で展開をすることになっていたかと思つていますが、実は、私、先月、徳島県に伺いまして、徳島県のいろんな取組を拝見してきたのですが、徳島県では、

2017年、昨年、既に、全高校でこの「社会への扉」を教材として活用し、そのデモンストレーション授業もビデオ等に撮って、公開しているということを拝見しました。ぜひ、そういった先行事例も参考にさせていただきながら、この「社会への扉」を着実に教材として利用いただければ、よろしいかと思えます。

以上、意見2点でございます。

○後藤会長 はい。よろしく申し上げます。

○井上委員 なかなか貢献ができるような発言ができなくて恐縮なんですけど、私も、三十数年前に豊田商事という事件があって、再発防止に携わってから、ずっと消費者教育というか、消費者問題というのは見てきているんですけど、貢献できないという意味は、なかなかこう、そのときと変わらないよなど。SNSとか新しい手段はできていますけど、基本的に、同じような被害に遭っていて、逆に言うと、地道にやっていく、地道に教育等々をやっていくしかないのかなんていうふうに思っておるところであるんですけども。

この前固有名詞を出して恐縮ですが、新井紀子先生という方のお話を伺いまして、「A I v s 教科書が読めない子どもたち」というんですか、で、そのときに、ちょっとショックを受けたんですけども、先生の出されている事例、別に低学年とかいうことじゃないんですけどね。割と、中学生も含めて、あるいは高校生も含めて、日本語が普通に読めないというお話なんです。幾つかの事例を出していただきまして、うそだろうと、こういうふうに申し上げたら、いや、そもそも、霞ヶ関にしる、経済界にしる、そういう現実を知らないで、頭の中でいろいろ言っていると。まず現実を知ってくださいというのが、先生のメッセージだったんですね。

それで、ちょっと思うのは、なかなか、難しいんですけども、被害に遭われている方々の、何ていうんですかね、セグメントも含めてなのかもしれない。ここでの資料にあるのは、サプライヤー側の話はずっとされていますよね。実際、だけど、被害に遭った方が、何で被害に遭っちゃったのかという、そこから何か教訓みたいなものというもの、あるいは、被害者といっても、何ていうんですか、非常に高い技術レベルで、被害者の方もいらっしゃるでしょうし、もう少しプリミティブなところにもいらっしゃるでしょうし、これはセグメントという言い方が適切かどうかわかりませんが、被害者側の視点に立って、何か教訓、あるいはヒントというのが出てこないかということを感じたものですから、だからこうしろという意見まで言えなくて恐縮なんですけど、感想も含めて申し上げました。

○後藤会長 ありがとうございます。

ちょっとお待ちください。活動推進課長が、よろしいですか。何かコメントがございましたら。

○消費生活センター活動推進課長 今の井上委員のお話についてですよね。

○後藤会長 セグメント、その受ける側ですね。

○消費生活センター活動推進課長 はい。私なりの受けとめとしては、被害に遭った方々

の被害に遭った理由といたしますか、その原因は、それぞれ人によって、類型化できるんじゃないかというお話が一つだと思いますし、それから、そういう方々にメッセージをどう届けるかというの、多分、そういったセグメントのそれぞれの特性というのがあるんじゃないかというようなお話を、イメージとして受け取りました。特に、私の方は、情報発信、情報提供の主たる担当になりますけども、どういう形で、今お話にあるセグメントの方々に情報を提供していけるかというところでは、常にそういったお話を踏まえて、留意して進めていけたらというふうに思っております。

○後藤会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、小浦委員、よろしく願います。

○小浦委員 ありがとうございます。

本日のこの諮問事項の検討は、学校教育の現場での教育を主に話されていると思うんですけども、資料を見ておまして、3ページのところです、東京都民へのアンケートの調査結果で、4ページにありますけれども、消費者教育を行う場として重要だと思うものは、学校と、それからもう一つ、家庭も大きなウエートを占めている結果が出ております。私も、家庭での役割も非常に重要だと思っております、民法の成年年齢が下がったという事は、結構、テレビやいろんな報道で、今、されていますので、知らない保護者はいないかもしれないですけども、それでどういうことが起こるのかというところまでは、まだなかなか、周知されてはいないと思っておりますので、あわせて、保護者に対しての消費者教育といたしますか、啓発のところも、あわせてやっていくべきではないかなと思っております。もう既にやっておられることでしたら、そのことも継続してということをお願いしたいと思っております。

もう一点は、9ページのところなんですけれども、生活文化局での取組として、④区市町村への支援というところがあります。で、私ども、今、連絡センターとしまして、53区市町村の消費者行政のアンケートを行っております、今、そのアンケートをもとに、各行政を訪問しているところなんですけれども、お話をしております、やはり、各区市町村の消費者被害、相談の現場の話を聞きますと、若者の相談も結構あるということで、皆さんの問題意識も同じように、これから若者へどういう教育をしていったらいいかというところ、すごく前向きに考えていらっしゃいます。つきましては、ここにありますように、区市町村における消費者教育の地域協議会を設置するという文言が、ありますけれども、これを設置するのは、まだまだ区市町村、ハードルが高くて、その前に、自分の自治体でできる消費者教育といたしますか、親子向けのいろんな企画、そういうところで使えるツールを、ぜひ東京都の方で作っていただいて、それを利用したいというお話をされる行政担当者が大変多うございます。ですので、そういうところで使えるものが、こんなものがあるというのを、もう、早目にどんどん出して、提示をしていただきながら、区市町村のネットワークも使って、そういうところでも消費者教育が広がっていくように、ぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

ございますか。はい。よろしく願いいたします。

○消費生活センター活動推進課長 活動推進課長でございます。

まず今、小浦委員の1点目のお話、そういう意味では、家庭向けの消費者教育という点では、私どもも、これまで体系的、あるいはライフステージ別にということで、審議会のお話も踏まえて進めてまいりました。特に学校教育期以外にも、成年期、若者、ミドル層、高齢者ということで、考えて進めてきております。その中で、特に、保護者という視点での切り口ではなくて、一般の家庭向けに、消費者被害防止啓発のDVD、ビデオなんかもお作りはしてきていますが、そういう意味で、今回の成年年齢引き下げに向けた、特に学校教育の保護者の世帯という形での取組というのは、特にこれまでできていなかったと思います。そのあたり、特に、チャンネルが、私どものセンターとしてあるわけではないので、その点は今後、東京都教育委員会を初め、あるいは私立学校の設置者の方々を初め、何らかお話ができればというふうに思っております。そういうチャンネルが何かできて、そういう方々に届けられれば、何かできるものはあるかなというふうに思うんですけど、それが1点目です。

それから、2点目は、区市町村の支援のお話になりますけども、区市町村支援は、私どもも、例えば特別区の方で、都の出前講座を連続して区の連続講座の形で御活用いただくことによって、区の消費者教育推進計画の一助となるような形の支援をさせていただいたりとか、あるいは、多摩の市町村で言いますと、共催講座、講師の費用を都が負担する形での共同開催という形で、費用の面もそうですし、それから、プログラム、企画を練り上げて、どういう形で集客をしていくかといったそのノウハウも含めて、色々な形で市町村の方々と、連携しながら進める、そういった共催講座の仕組みも含めて、これまで区市町村支援というのはやってきております。各区市町村のセンターも、消費者教育の拠点として求められているという、国からのお話もございますので、そういった連携は引き続き強めて、進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

柿野委員、よろしく願いします。

○柿野委員 この問題は、本当に古くて新しいという感じがいたします。1980年代からこの審議会でも議論している議題ですが、実現できていないことがたくさんあるというところにまた、再度、この成年年齢引き下げの問題で切り込んでいけるということは、とても有意義だと思います。つまり、消費者行政が進めようとしている消費者教育が、なかなか学校現場に入っていない。今後はいかに教育庁を中心として、教育現場がこれをどのように捉えて、どう推進していくのか、ということにかかっていると思います。そのためには、両者の分断を埋めるような、「消費者教育コーディネーター」をどのように配置

していくのかということが重要です。これは私自身の研究テーマでもあるのですが、やはり、消費者行政には教育行政との連携が困難な側面があるため、教育行政や学校現場といった成員性（メンバーシップ）を持った人に消費者行政に入ってもらい、消費者教育を広めていくという展開が、今後有効ではないかと考えています。

他の自治体を見ておきますと、たとえば徳島県では、現役の公民科教諭が、徳島県消費者センターに研修生として入っていたり、あるいは、県の消費者行政の課長補佐が、教育委員会の指導主事経験者で、学校のことを知り尽くしているというような方が入っているわけです。その結果、学校との連携が非常に進み、県内全校に「社会の扉」を使った授業が展開できたというような経緯があります。ですので、今後は、ぜひ教育庁の動きに大いに期待したいというのが、私からの意見です。

それから、次に二つ質問させていただきたいと思うんですが、この成年年齢引き下げは、2022年4月1日からですので、今の中学校2年生の人たちが、高校3年生になったときに、段階的に成年になっていくこととなります。そうすると、確かに今、高校をターゲットにして進めていくのは重要なのですが、中学校にどれだけアプローチしていくかということも、非常に重要な課題だと思います。今現在、東京都の消費者行政として、中学校にどのようにアプローチしているのかを知りたいというのが質問の1点です。

あと、都内高校への啓発ノート配布というのがありました。それが、どの範囲をカバーしているのかということです。都立高校だけでなく、都内には私立の高校もたくさんあると思いますけれども、そういった全ての高校生を対象にしているのかということについて、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○後藤会長 はい。よろしくお願ひいたします。

○消費生活センター活動推進課長 活動推進課長でございます。

1点目の中学校へのアプローチになりますが、私ども、出前講座の件では、かなり中学校さんの方には、御依頼をいただいて派遣はさせていただいています。ただ、実際は、区市町村にも、教育委員会とともに、消費生活行政部門があり、その間で、連携がとれているところ、とれていないところと、その温度差はあるというふうに思います。まだそこが、柿野委員のお話のように、都道府県レベルだけではなくて、区市町村レベルも含めて、上手くその連携が強化できれば、随分大きく話が変わってくるだろうというふうに、私もそのとおりでいうふうに思います。そこに向けても、何がしか今回のお話の中でできたらと思いますけれども、ただ、少なくとも、区市町村の教育委員会と、都道府県の教育委員会とは全く別のもので、特に上下関係があるわけでもないという前提がもちろんございますので、そういう中で、都の消費生活部門の方から、区市町村の教育委員会の方にも、こういった情報発信をする機会が得られたら、少しは進むのかなというふうに思っている次第です。

それと、高校生ノートの件につきましては、たまたま、すみません、これが、「都立学

校の取組」になってしまっているがゆえに、都立高校だけに見えますけども、8ページの下に、都内高等学校への啓発ノート配布という言葉がありますが、私どもの取組としては、都内は、国公立も含めた全ての高等学校さんの方に、ノートをお配りをしてきたというのが、これまでの実績でございます。

以上でございます。

○柿野委員 ありがとうございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

木村委員、よろしく願います。

○木村委員 すみません。後の方になると、皆さんの意見と重なってしまうかもしれないんですけども、私も、消費者教育というのは大変重要で、資料にもありましたように、学校及び家庭ということで、小中学校での取組と申しますか、そういったものが、大変重要かなと。実は、やはり私の子供の周りでも、高校を中退したりですとか、かなり、高校時代の消費者教育を残念ながら受けられないという方も、やっぱりいらっしゃるところで、やはり、中学校までの段階で何らかのこう、一通りの措置は必要じゃないかなと、このことを、ちょっと感じる次第です。でも、高校は高校で、もちろん重要だと思いますので、それは、やっていただくということにして、それまでの段階でも、ちょっと一通り、きちんとしていただく必要があるんじゃないかなというのが、1点目です。

2点目は、高校に当たっては、やはりPTAですとか、消費者団体ですとか、やはり地域で取り組めるところを都で支援していただくという、そういう形がぜひ必要ではないかなと思います。

消費者教育の中で、私、特に通信関係の青少年リテラシーに関係しているんですけども、やはり、そういったときに、PTAの御参加、もしくは、地域の方の御参加ということで、そういう取組をすることが結構ございますので、やはり、そういったところの支援施策という方向も重要じゃないかなというふうに思う次第です。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

ほかに。はい、よろしく願います。

○大北委員 私は、今まで被害というと、高齢者の問題がすごく取り上げられて、自分も高齢者なので、この資料を頂いたときに、若い人にもこのようなことがあるのを初めて解りました。私が、東京都消費者月間の委員をしていた時も、やはり、4月に新しい学生さんが東京に来て、被害に遭ったらいけないというので、そういう運動もしたことが過去にあるんですね。それで、色々考えていて、我々の世代は、結局、高齢者ばかり気にしていますので、今、NHKで6時台に、「私は、騙されない」という番組があるんですね、ちょっと、ニュースの中で。そこにも高校生もこういうことがあるんだよということを入れていただいたら、もう、紙で出しても、なかなか、みんなが読んでくれないから、テレビが一番だなと私も思いました。いかがでしょうか。

○後藤会長 ありがとうございます。6時、いつやっているんですか、そのテレビは。

○大北委員 6時10分ぐらいかな。

○後藤会長 6時10分ぐらい。

○大北委員 東京都内で、NHK第一チャンネルでやるんです。6時10分より関東地域に向けての番組の中で高齢者に向けて色々な話をしながら、その中で、「私は、騙されない」ひとつそういうところがあるんです。色々な被害を紹介します。この番組に青少年の被害も取り上げて頂きたいと思い発言を致しました。

○後藤会長 ありがとうございます。6時、高校生って大体その時間、起きていますかね。

○大北委員 7時までの間に、色々ニュースの中に、そういうのが、皆さん御覧になっていらっしゃるわね、お勤めしていらっしゃるから。私は家にいるものですから、よくその番組を見ているので。

○後藤会長 どうもありがとうございます。

○木村委員 すみません。

○後藤会長 はい。お願いいたします。

○木村委員 高校生自体が見ていなくても、家族のどなたかが見ていれば、こんなことがあったよということで会話もはずむんじゃないかと、そういうこともありますよね。

○後藤会長 ありがとうございます。

はい。よろしく申し上げます。

○末吉委員 すみません。先ほど福島委員に言っていただきましたエシカル消費に関してです。日ごろ私はエシカル消費について、小・中・高・大学生と、若い人たちに教える、直接向き合う機会が多いですけれども、どういった場で教えているかというところ、
「総合的な学習の時間」というところに呼ばれて、話をしてくる場合が多いんです。何を伝えているかというところ、エシカル消費という新しい言葉、考え方とはどういうことを伝えています。自分が持っている大切なお金をどのように使うかということをしっかりと考える。つまり、自分の持っているお金の影響をしっかりと考えることがエシカル消費であると伝えています。

また、自分が使うお金の対象が、どういったものなのか、その背景もしっかり知りましょうということを伝えています。安過ぎる物、リーズナブルな物の裏には、必ずリーズンがあるということも伝えていますし、逆に高過ぎる物も考えなくてははいけない。適正価格というものがあります、という話も含めてお話をしています。エシカル消費に関しては、今様々な場面で注目され始めています。東京都でもエシカル消費の動画をつくっていただきました。学校教育の場面でいえば、教員の方たちの中には、持続可能な社会を担う人たちをつくるために、学校教育の中でエシカル消費を伝えていく、というのは非常に重要であるというふうに思っている方が増えていて、実際に我々団体にも問い合わせが増えていっているんですね。エシカル消費は、けっして難しいことではなく、消費のあり方を見つめ直すということ、それこそ、先ほど福島委員がおっしゃったように、消費の本質

的なところを考慮してもらうためにも、エシカル消費が担っていく役割は重要だと感じた次第です。今後、もっと消費者教育の中でエシカル消費が注目されていくと思いますので、どのように消費について学んでもらうか、模索をしていきたいです。

私からは質問ではなく意見を言わせていただきました。ありがとうございました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、越山委員、よろしく申し上げます。

○越山委員 この諮問を受けて答申を作成する段階に入っていくと思われま。その段階で御検討いただければありがたいなと思います。

まず1点が、高校生向けの消費者教育は、高校だけではなくて家庭でも重要との指摘もご。そのためには、高校生のお子さんをお持ちのご父兄に、PTAなどの父兄懇談会の場を利用して消費者トラブルに巻き込まれない契約上の責任などを確実に高校の方から保護者の方にまず働きかけて、保護者に問題意識を持っていただいた上で、家庭内で子息に伝える等した方がいいと思います。

もう一点は、消費者教育のお話に特化した議論が進んでいますが、若年層の消費者契約トラブルを防止することが、本質的な問題かと思われま。そのためには、消費者教育の整備も重要だと思いますが、同時に、トラブルに遭ってしまった若年層の高校生たちに対して相談に乗ってくれる窓口がどこにあって、それをどういうふうに活用していけるかなどの相談窓口の整備についても、御配慮いただければありがたいと。います。

○後藤会長 はい。どうもありがとうございました。よろしいですか。

それでは、さまざまな有益な御意見をありがとうございました。

それでは、今後の審議の進め方などについてお諮りしたいと思います。

今回の諮問については、専門的事項を短期間に集中的に審議し、答申することになると。思います。総会の場で全員で審議を重ねるという方法は、なかなか難しいかと思。います。

そこで、東京都消費生活条例第45条9項、専門の事項を審議するため必要があるときは部会を開くことができるという規定に基づき、これから設置していただく検討部会が中心となって審議を行い、その結果を総会に御報告いただき、最終結論は総会で決定するという進め方にしたらいかがかと。考えま。

そのような方法で審議を進めることに御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、検討部会を設置して審議を進めるということにしたいと思います。

次に、検討部会で審議をお願いする委員及び、部会長の選任に入ることにいたします。部会の委員及び、部会長につきましては、審議会の運営要綱第7の1項及び2項により、会長が指名するというようになっております。これから、部会委員案を配付いたしますので、御覧いただきたいと。存じま。

(部会委員案配付)

○後藤会長 東京都消費生活条例第45条6項、特別の事項を調査・審議するため必要であるときは、審議会に臨時委員を置くことができるという規定に基づき、今回2名の方に審議会臨時委員として加わっていただこうと考えます。お一人は弁護士の平澤慎一委員でございます。もう一人は、松谷茂委員でございますけれども、一般財団法人東京私立中学高等学校協会の近藤委員が、職務のために御都合により部会委員への就任が難しいということですので、臨時委員として部会に加わっていただくことにしたいと思います。

部会委員につきましては、ただいまお手元にお配りしました案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 はい。ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

次に、部会長ですけれども、部会長は、会長代理の野澤委員にお引き受けいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 ありがとうございます。

それでは、野澤委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

○野澤部会長 部会長をすることになりました、野澤と申します。

民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますと、若年層の消費者被害が増えることは、これは今日の統計上からも容易に推測されるところでございます。

そこで、今から、さまざまな施策を用意しておかなければなりませんけれども、とりわけ大切なことは、東京都がどのような消費者教育を展開していくかということでございます。小中学校、高等学校における消費者教育については、学習指導要領の趣旨を徹底するほか、教材の開発や実務家の派遣など、さまざまなことが考えられます。しかし、授業時間との関係では、なかなかその実施が難しいというのも現状でございます。さらに大学教育におきましても、消費者教育の充実が望まれます。

そして、今日の委員会、この総会でも意見が出ましたけれども、家庭教育の問題というものもございます。現実には制約もございますけれども、この部会では、実現可能な消費者の、若年者の消費者被害を防止するための消費者教育のあり方について、しっかりと議論していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤会長 ありがとうございます。

本日の総会で委員の皆様からいただいた御意見につきましては、今後の部会での検討の際に参考にさせていただけたらと思っております。

本日決まりました今後の部会構成等について、欠席の委員の方々には、事務局を通じて御連絡をお願いいたします。

それでは、続きまして、今回の諮問事項等の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○企画調整課長 本日は、御議論いただきましてありがとうございます。追加の御意見

がございましたら、恐れ入りますが、文書にて本日から1週間後の11月13日火曜日までに、事務局にお寄せいただければと存じます。

それでは、今後の審議スケジュールについて御説明いたします。お手元のタブレットにございます資料4 今後のスケジュールを御覧ください。

事務局では、来年3月までの間に、部会を3回開催いたしまして、中間のまとめを作成したいと考えております。そして、来年5月に開催予定の第3回総会で、中間まとめ案を御報告いたしまして、総会での御議論を踏まえ、中間のまとめを取りまとめ、その後、都民の皆様からの意見、パブリックコメントを募集いたします。意見募集の終了後、部会を開催いたしまして、答申案をまとめていただきます。その後、来年秋に開催予定の第4回総会に御報告いたします。総会では、答申案について御審議いただき、最終的な答申として取りまとめていきたいと考えております。

なお、検討部会につきましては、早速ではございますが、第1回の部会を12月12日の午後1時半より、第2回の部会を来年1月30日の午前10時より開催の予定です。詳細につきましては、後日、お知らせいたします。お忙しいところ恐縮でございますが、部会委員、専門員の皆様には、御出席のほどよろしくお願い申し上げます。

また、次回の審議総会の開催につきましては、別途、日程調整のお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

消費者教育推進協議会の開催につきましては、来年の2月を予定しております。日程につきましては、別途、調整のお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

今後のスケジュールについては、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 では、そのように進めさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定された審議は終了になります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 はい。

それでは、御協力ありがとうございました。

(午後3時08分 閉会)